

北京、上海、広州知識産権法院における典型的既済判例

目次

1. 安陽翔宇医療設備有限公司による專利復審委員会、崔学偉氏を相手取った專利權無効宣告をめぐる行政紛争事件
2. 鄭州春泉節能股份有限公司による国家知識産権局專利復審委員会、第三者の北京海林節能設備股份有限公司等を相手取った特許權の無効審判請求をめぐる行政紛争事件
3. 開灤（集団）有限責任公司による商標評審委員会、第三者の張宏彬氏を相手取った商標權無効宣告請求をめぐる行政紛争事件
4. 貴州同濟堂製薬有限公司による商標評審委員会を相手取った商標權の却下再審をめぐる行政紛争事件
5. 錢程氏による北京音楽庁を相手取った登録商標專用權侵害をめぐる紛争事件
6. 北京愛奇芸科技有限公司による北京極科極客科技有限公司を相手取った不正競争をめぐる紛争事件
7. 北京樂動卓越科技有限公司による北京昆侖樂享網絡技術有限公司等を相手取った著作權及び不正競争の侵害をめぐる紛争事件
8. バーバリー社による陳凱氏、魯秋敏氏を相手取った商標權侵害をめぐる紛争事件
9. 開德阜國際貿易（上海）有限公司による闊盛管道系統（上海）有限公司等を相手取った上訴審における商標權侵害、虚偽宣伝をめぐる紛争事件
10. 上海帕弗洛文化用品有限公司による上海芸想文化用品有限公司等を相手取った上訴審における著作權侵害をめぐる紛争事件
11. 出願者のオートデスク社、アドビ社による訴訟前証拠保全申立事件
12. シャネル株式会社による文大香氏、広州凱旋大酒店有限公司等を相手取った商標權侵害をめぐる紛争事件
13. 孫利娟氏による快尚時裝（広州）有限公司、広州優岸美致時裝有限公司を相手取った著作權侵害をめぐる紛争事件
14. ブリザード・エンターテイメント社、上海網之易網絡科技發展有限公司による行為保全申立をめぐる事件

判例 1

安陽翔宇医療設備有限公司による専利復審委員会、崔学偉氏を相手取った専利権無効宣告行政紛争事件

(一) 事件の概要

安陽翔宇医療設備有限公司（以下、「翔宇社」という）は、崔学偉氏が所有する専利番号 94119284.9、名称「多機能温灸器具」の発明専利について、専利復審委員会に無効宣告を請求した。専利復審委員会は審理の結果、本案に係る専利の有効性を維持する行政決定を下した。翔宇社は当該決定を不服とし、北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

(二) 判決結果

北京知識産権法院の審理により、「本案に係る専利の請求項の保護範囲は明確であり、明細書の支持を得ることができる。専利権者は、本案に係る専利出願文書に対する修正について、もとの明細書と専利請求の範囲に記載された範囲を超えておらず、かつ本案に係る専利は進歩性を備え、専利法及び実施細則の関連規定に適合する」と認められ、係争決定を維持する判決を下した。各当事者は上訴を提起せず、判決は発効された。

(三) 典型的な意義

温灸は中国の伝統中医学の治療方法の一つである。本案に係る専利は、伝統的な温灸治療法と電磁技術を結びつけ、自動加熱、自動温度調節機能を実現する温灸治療器である。本案に係る専利は、関係する中医学治療において高い応用価値を有し、中医学の医療機器分野の関係者から広く注目を受けた。本案は、専利請求項の保護範囲が明確か否か、請求項が明細書の支持を得られるか否か、専利権者の本案の専利出願文書に対する修正がもとの明細書と専利請求の範囲に記載された範囲を超えているか否か、専利権が進歩性を備えているか否か等、多くの専利権無効宣告請求の理由に関わる。本案判決にあたり、各当事者の主張をもとに逐一十分な議論を行い、法により発明者の利益を保護した。

判例 2

鄭州春泉節能股份有限公司による国家知識産権局専利復審委員会、第三者の北京海林節能設備股份有限公司等を相手取った特許権の無効審判請求をめぐる行政紛争事件

(一) 事件の概要

北京海林節能設備股份有限公司（以下、「北京海林社」という）は、鄭州春泉節能股份有限公司（以下、「鄭州春泉社」という）の専利番号 200810231195.5、名称「電圧変換技術に基づく多段ギヤードモーター識別方法及び装置」の特許について、無効宣告を請求した。専利復審委員会は、専利法第 23 条第 3 項の規定により、本案に係る専利の全部

の無効を宣告した。鄭州春泉社は当該決定を不服とし、北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

(二) 判決結果

北京知識産権法院の審理により、「本案に係る専利の各請求項はいずれも進歩性を備え、専利復審委員会の認定は誤っている」と認められ、係争決定を取り消す判決を下し、専利復審委員会に再び決定を下すよう命じた。各当事者はいずれも上訴を提起せず、判決は発効された。

(三) 典型的な意義

本案は、技術問題が複雑な電気学分野の発明専利に関わる。審理を担当した法院は、関連技術について真摯な審査を行い、進歩性判断の3ステップ法を厳格に適用し、本案に係る専利の進歩性を審理し、専利復審委員会の誤った決定を是正した。本案判決を通じて、企業に相当な収益をもたらす発明創造を速やかに救い出し、法により発明者の正当な利益を保護した。

判例3

開灤（集団）有限責任公司による商標評審委員会、第三者の張宏彬氏を相手取った商標権無効宣告請求をめぐる行政紛争事件

(一) 事件の概要

開灤（集団）有限責任公司（以下、「開灤社」という）は、第三者の張宏彬氏が登録を出願した第5667073号商標「開灤」について、当該商標が自己の「開灤」の企業商号権を侵害し、張宏彬氏に悪質な冒認出願（抜け駆け登録）行為があり、かつ当該商標を実際には使用していないとして、無効宣告を請求した。商標評審委員会は「開灤社が提供した証拠はエステティックサロン、公衆衛生・浴場サービスに関わっておらず、商標が登録出願される前に、開灤社が『開灤』を商号又は商標として当該商標が指定するエステティックサロン、公衆衛生・浴場サービス又はそれに類似するサービスに使用し、一定の知名度を有することを証明できていない」と認め、当該商標の登録を維持する決定を下した。開灤社は当該決定を不服とし、北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

(二) 判決結果

北京知識産権法院の審理により、「係争商標『開灤』の登録は、開灤社の先行商号権を侵害する行為である。商標評審委員会はこれについて認定に誤りがあり、訂正しなければならない」と認められ、商標評審委員会が下した商評字〔2014〕第71444号「第5667073号商標『開灤』の無効宣告請求審査に関する決定を取り消し、商標評審委員会に再び決定を行うよう命じる判決を下した。本案判決宣告の後、当事者は上訴を提起せず、本判決は発効された。

(三) 典型的な意義

本案は、商標の無効宣告請求をめぐる行政紛争であり、請求権は、商標法に定められた「商標登録の出願は、他人が現有する先行権利を侵害してはならない」ことを基礎とし、関係する先行権利は先行商号権である。本案判決は、原告の商号の形成時間（商号「開灤」は1912年に形成された）、原告の商号の知名度（開灤社は世界企業500社に入り、その商号は国内外でよく知られている）、原告の事業内容と係争商標が使用範囲として指定するサービスの比較、混同の可能性、係争商標登録者の原告の商号に対する認知度、係争商標の実際の使用状況等の面で「他人が現有する先行権利を侵害する」という要件について逐一分析や論証を行い、係争商標の登録が開灤社の先行商号権を侵害し、無効とすると認定した。本案判決は、著名ブランドの権益保護、商標権冒認出願の制止、信義誠実に基づく市場競争の司法による誘導を体現している。

判例 4

貴州同濟堂製薬有限公司による商標評審委員会を相手取った商標権の却下再審をめぐる行政紛争事件

(一) 事件の概要

貴州同濟堂製薬有限公司（以下、「同濟堂社」という）は、国家工商行政管理総局商標局に結合商標「同濟堂は1888年創立及びそのロゴ」の登録を出願し、商標局と商標評審委員会は前後して、当該商標と第3178271号商標「同濟及びそのロゴ」（引用商標1）、第3574839号商標「同濟」（引用商標2）に類似するとして、本案に係る商標の登録出願を却下した。同濟堂社はこれを不服とし、北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

(二) 判決結果

北京知識産権法院の審理により、「同濟堂社の先行基礎商標である第1093180号商標『同濟堂』の知名度、係争商標の実際の使用状況、係争商標と基礎商標の類似度並びに2つの引用商標の差異等の要素を総合的に踏まえ、係争商標と2つの引用商標が市場に共存することにより、需要者の混同や誤認を招くことはなく、同一種類又は類似の商品上の類似商標を構成していないと認定する」と認められ、係争決定を取り消し、商標評審委員会に再び決定を行うよう命じる判決を下した。

(三) 典型的な意義

本案は、商標の類似性を判定するにあたり、一定条件下における同一主体の基礎商標と係争商標との波及関係を考慮しなければならないことを明らかにし、考慮すべき波及関係の要素を検討した。審理を担当した法院は、同濟堂社の先行基礎商標の知名度、係争商標と基礎商標との類似性及び商品の類似状況、係争商標の実際の使用状況及び係争商標と2つの引用商標との差異性を総合的に考慮し、最終的に、基礎商標の信用は係争商標まで波

及できるため、需要者は係争商標と2つの引用商標を区別できると認定した。本案判決は、周知商標の権利者の利益保護にとって重要な意義を有する。

判例 5

銭程氏による北京音楽庁を相手取った登録商標専用権侵害をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

北京音楽庁は数年間にわたり、「音楽の扉を開く」の名の下にさまざまな公演活動を開催してきた。銭程氏は、北京音楽庁の元総経理で、在任期間中、文字商標「音楽の扉を開く」の登録を出願した。銭氏は離職後、北京音楽庁が許諾を得ずして、「音楽の扉を開く」のロゴを関連事業活動に使用し、自身の登録商標専用権を侵害したとして、訴訟を提起し、北京音楽庁に対して、権利侵害行為の停止、謝罪、並びに経済的損失及び合理的な支出計4万元の賠償を求めた。

(二) 判決結果

北京市西城区人民法院は、第一審において、「北京音楽庁は、銭程氏が商標登録を出願する前に、同一種類の商品において商標登録者に先んじて登録商標と類似し、一定の影響力を有する商標をすでに使用しており、銭程氏は登録商標専用権者として、北京音楽庁がもとの使用範囲内で係争商標を継続して使用することを禁止する権利はなく、銭程氏の訴訟上の請求には事実と法的根拠が欠けており、これを支持しない」と認め、銭程氏の訴訟上の請求を棄却する判決を下した。銭程氏は一審判決を不服とし、上訴を提起した。北京知識産権法院は、第二審において、「ロゴ『音楽の扉を開く』を使用したさまざまな公演活動や宣伝活動において、外部に言明した主体はいずれも北京音楽庁である。当該商標と北京音楽庁との間には比較的固定された関連性が構築されており、北京音楽庁の商標先使用の抗弁権は成立し、北京音楽庁によるロゴ『音楽の扉を開く』の使用は権利侵害を構成しない」と認め、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を下した。

(三) 典型的な意義

本案は、新商標法が定める商標先使用の抗弁権をめぐる法律適用の問題に関わる。審理を担当した法院は、新商標法の先使用の抗弁権に関わる適用条件を深く掘り下げて分析し、先行商標的使用、ロゴの知名度、使用者の主観的態度等の問題について踏み込んだ検討を行い、十分な理論的説明がなされた。本案判決は、北京音楽庁がここ12年間使用を続けてきた「音楽の扉を開く」というブランドを法により保護し、商標先使用者と登録商標権者の利益の合理的な均衡を実現した。

判例 6

北京愛奇芸科技有限公司による北京極科極客科技有限公司を相手取った不正競争をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

北京極科極客科技有限公司（以下、「極科極客社」という）はルーター「極路由」の生産者、販売者である。「極路由」のユーザーは、極路由のクラウドプラットフォームにおいて「動画広告ブロック」プラグインをダウンロードし、インストールした後、「極路由」を通じてインターネットを利用すれば、ウェブサイト「愛奇芸」の再生前動画広告を遮断できる。北京愛奇芸科技有限公司（以下、「愛奇芸社」という）は、極科極客社が自社の生産、販売するルーター「極路由」を使い、「動画広告ブロック」プラグインをインストールすることでウェブサイト「愛奇芸」の再生前動画広告をフィルタリングする行為は不正競争を構成すると考え、訴訟を提起し、法院に対し、不正競争行為の停止、影響除去、損失額 210 万余元の賠償を極科極客社に命じる判決を下すよう求めた。

(二) 判決結果

北京市海淀区人民法院は、第一審において、「極科極客社が商業上の利益を得るために、『動画広告ブロック』プラグインを利用し、愛奇芸社に直接介入する経営行為は、正当な競争の合理性の限度を超えており、信義誠実の原則と公認の商業倫理に違反し、不正競争を構成する」と認めた。極科極客社は一審判決を不服とし、上訴を提起した。北京知識産権法院は第二審において、「事業者は、インターネット利用者にサービスを提供するにあたり、相応の規則を遵守しなければならない。他の競争者の正当かつ合法的な経営モデルに影響を及ぼすことを代価として自身の利益を得てはならない。極科極客社が愛奇芸社の経営モデルを強制的に変える形で利用者にサービスを提供する行為は、愛奇芸社の正当な利益を侵害し、愛奇芸社が高額の著作権使用料を支払えないために経営が立ち行かなくなり、インターネット利用者の利益が最終的に不利な影響を受けるため、極科極客社の行為は非正当性を有する」と認め、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を下した。

(三) 典型的な意義

近年、インターネット環境下の競争をめぐる紛争が日増しに激しくなり、新しいタイプの不正競争行為が相次いで生じており、法的性質の定義が困難となっている。審理を担当した法院は、インターネット事業者の主観的な悪意の分析、係争行為の他人の合法的な経営モデルに対する侵害、消費者の最終的な利益に対する影響の分析を通じて、係争行為が不正競争を構成すると認定した。本案判決は、インターネット環境下の競争関係の認定、競争行為の正当性の判断等にとって一定の指導的意義を有する。

判例 7

北京樂動卓越科技有限公司による北京昆侖樂享網絡技術有限公司等を相手取った著作権及び不正競争の侵害をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

北京樂動卓越科技有限公司（以下、「樂動卓越社」という）は、モバイル端末用ゲーム「我叫MT on line（ボクはMT on line）」、「我叫MT 2（ボクはMT 2）」の著作権者である。前述のゲームは3Dアニメシリーズ「我叫MT」（ボクはMT）から翻案されたものである。樂動卓越社は、ゲームの名称、キャラクターの名称について独占的利用許諾権を有し、キャラクターのイメージについて美術著作物の著作権を有する。樂動卓越社は「北京昆侖樂享網絡技術有限公司（以下、『昆侖樂享社』という）等は許諾を得ずして、ゲーム『超級MT（スーパーMT）』の中で『我叫MT』のゲーム名、キャラクター名、キャラクターのイメージに近い名称とキャラクターを使用し、樂動卓越社の著作権を侵害した。昆侖樂享社等は、ゲーム『超級MT』の中でゲーム『我叫MT』の名称を剽竊し、ゲームの宣伝においてゲーム『我叫MT』に関係するキャッチフレーズを使用し、不正競争行為を構成する」と考え、本案訴訟を提起した。

(二) 判決結果

北京知識産権法院の審理により、「樂動卓越社のゲーム及びそのキャラクターは著作権法が保護する文字作品を構成せず、係争ゲーム中のキャラクターのイメージは樂動卓越社のゲーム中のイメージと実質的な類似を構成せず、昆侖樂享社等の行為は樂動卓越社の著作権を侵害していない。樂動卓越社のゲームは先にオンライン化され、一定の知名度を有する。同じくモバイルゲーム事業者である昆侖樂享社等は、樂動卓越社の前述のゲーム及びキャラクター名について合理的に回避していないのみならず、関係する表現方法を採用し、事実上傍の宣伝を行ったのであり、他人の著名なサービス特有の名称の無断使用及び虚偽宣伝による不正競争行為を構成する」と認められ、昆侖樂享社等に対して、不正競争行為の停止、樂動卓越社に対する経済的損失50万元及び合理的な支出3万5,000元の賠償を行うよう命じる判決を下した。

(三) 典型的な意義

新興文化産業であるモバイル端末用ゲームは、文化と科学技術が融合した産物であり、大きな成長の伸び代と市場の将来性を有する。本案は、モバイル端末用ゲームに関わる著作権侵害と不正競争をめぐる紛争である。本案は事実関係が複雑で、関係する法律問題も雑多で、かつ難解である。審理を担当した法院は、ゲーム名、キャラクター名等の簡単な言葉が文字作品、翻案作品の著作権保護を構成するか否か、モバイル端末用ゲームの名称が周知商品の特有名称を構成するか否か、虚偽宣伝行為の認定等のさまざまな法律問題について、細かい分析、説明を行った。民事責任の負担の面で、審理を担当した法院は原告のゲームの市場シェア、訴えられた被疑侵害者の主観的状态等の要素を十分に考慮し、ゲームの権利者の利益を最大限に保護し、他人の利益を不当に強奪する行為を法により取り締まった。本案は、モバイル端末用ゲームをめぐる知的財産権の法的保護の考え方と方向性を明らかにし、モバイル端末用ゲーム産業の健全な発展促進に向けて模範的な役割を果たした。

判例 8

バーバリー社による陳凱氏、魯秋敏氏を相手取った商標権侵害をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

バーバリー社は、衣料品シリーズの登録商標「BURBERRY」25 類の所有者である。2012 年 3 月 20 日、公安機関は、陳凱氏、魯秋敏氏による前述の登録商標を詐称する商品の販売をめぐる刑事事件を解決し、翌日、本案に係る模倣品に対する識別に協力するようバーバリー社に求めた。2012 年 8 月 24 日、上海市楊浦区人民法院は、被告 2 人を有期懲役刑（執行猶予）と罰金に処する判決を下した。2014 年 8 月 15 日、バーバリー社は本案の訴訟を提起し、法院に対し、バーバリー社の経済的損失及び合理的な支出 100 万元の賠償を被告 2 人に命じる判決を下すよう求めた。陳凱氏、魯秋敏氏の両被告はこれに対し、バーバリー社は 2012 年 3 月 20 日の時点で侵害行為の存在を知り得ていたにもかかわらず、2014 年 8 月になって訴訟を起こしており、訴訟の時効期間を過ぎていると主張した。

(二) 判決結果

上海市楊浦区人民法院は第一審において、「バーバリー社による提訴は、訴訟の時効期間を過ぎていない。よって、被告の陳凱氏、魯秋敏氏はバーバリー社の商標専用権の侵害を構成し、原告のバーバリー社に対し、経済的損失人民元 15 万元と合理的な支出 1 万 5,000 元を連帯して賠償しなければならない」と認めた。魯秋敏氏は一審判決を不服とし、上訴を提起した。上海知識産権法院は第二審において、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を下した。

(三) 典型的な意義

本案は、訴訟の時効の中断事由の認定に関わる。本案判決は、他人の自己に対する権利侵害行為がすでに刑事上の訴追手続に入ったことを知り、捜査部門の要求に応え、この事実の調査に協力することの訴訟時効に対する法的意義を明らかにした。審理を担当した法院は「前述の事実は、権利者にとって二重の意義を有する。第 1 に、訴訟時効の起算への法的影響が生じる。なぜなら、権利者は自己の権利が侵害されたことをすでに知っているからである。第 2 に、訴訟の時効中断による法的影響が生じる。なぜなら、権利者は、刑事捜査により自己の民事上の権利を保護できると信じる理由があり、かつ係争行為が権利侵害を構成するか否かは、発効済の刑事判決の認定にかかっているからである」と認めた。この認定は、訴訟の時効の中断事由を合理的に線引きし、権利者の法に基づく権利保護によりよい保障を提供した。

判例 9

開徳阜国際貿易（上海）有限公司による闊盛管道系統（上海）有限公司等を相手取った上訴審における商標権侵害、虚偽宣伝をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

開徳阜国際貿易（上海）有限公司（以下、「開徳阜社」という）は、文字商標「潔水」の商標権者である。2013年7月1日以前に、開徳阜社は、第三者であるドイツ Aquatherm 社の水道管類製品の中国における独占的販売権を有していた。2013年7月1日以降、開徳阜社は Aquatherm 社と協力契約を終了し、闊盛管道系統（上海）有限公司（以下、「闊盛社」という）が Aquatherm 社の製品の中国における新しい販売代理店となった。開徳阜社は、2013年7月1日以前に、自己が登録した商標「潔水」を Aquatherm 社の製品の普及と販売のみに用いていた。2013年7月1日以降、開徳阜社は商標「潔水」の所有を継続し、他の生産業者の水道管製品の普及に用いた。闊盛社は、Sue 社に上海エリアにおける Aquatherm 社の製品の独占販売権を付与した。闊盛社と Sue 社は、キャッチフレーズとチラシに「旧ドイツ潔水、現ドイツ闊盛」、「ドイツ闊盛（旧ドイツ潔水）——変わらない品質」といったキャッチフレーズを使用するとともに、「旧販売代理店はかつて、ドイツ『潔水』により中国で普及を行い、7月1日からドイツ工場が中国語のロゴ『闊盛』を正式に使用し、中国市場での普及に用いた」、「以前、中国において使用した中国語のロゴ『潔水』は旧販売代理店が所有していたもので、現在は、ドイツ闊盛、Aquatherm 社及びその製品と関係がない」といった表現を使用した。開徳阜社は、「闊盛社、Sue 社が前述のキャッチフレーズを使用する行為は、商標権侵害及び虚偽宣伝を構成する」と考え、両被告に対し商標権侵害行為と虚偽宣伝行為の停止、並びに経済的損失及び合理的な支出計 500 万元の支払いを命じる判決を下すよう法院に求めた。

(二) 判決結果

上海徐匯区人民法院は一審判決において、開徳阜社の全部の訴訟上の請求を棄却する判決を下した。開徳阜社はこれを不服とし、上訴を提起した。上海知識産権法院は第二審において、「『潔水』商標がかつて、Aquatherm 社の製品の普及に用いられたという事実に基づき、闊盛社、Sue 社は、宣伝活動において消費者に商標『潔水』が指し示す製品に変化が生じたことを告知する必要がある。両社が商標『潔水』を使用することは主観的には善意であり、かつ使用方式が合理的な限度を超えていないため、製品の出処について消費者の混同を招くことはなく、商標の正当な使用に属する。闊盛社、Sue 社が使用したキャッチフレーズは、文字による記述において確かに不正確な箇所があるとはいえ、需要者を誤導する効果は生じておらず、反不正競争法（不正競争防止法）の意義における虚偽宣伝を構成しない」と認め、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を下した。

(三) 典型的な意義

本案は、商標の正当な使用及び虚偽宣伝行為の認定基準に関わる。審理を担当した法院は、被告が商標を使用する主観的な意図、使用方式、混同の可能性等の角度から、係争行為が商標の正当な使用に属すると認めた。係争の虚偽宣伝行為の認定において、広告キャッチフレーズは俯瞰的に読み解くべきであり、需要者が通常有する注意力、すでにある認知経験等の要素を踏まえて総合的に認定すべきであることを強調した。本案判決は、同類の事件の審理にとって参考となるものである。

判例 10

上海帕弗洛文化用品有限公司による上海芸想文化用品有限公司等を相手取った上訴審における著作権侵害をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

上海帕弗洛文化用品有限公司（以下、「帕弗洛社」という）のウェブサイトのトップページは、暗めの赤色を背景とし、白い星のダイナミック効果を加え、銅鈴の魔法のような音を伴い、バックミュージックを添えている。帕弗洛社は、上海芸想文化用品有限公司（以下、「芸想社」という）、上海欧鱈文化用品有限公司（以下、「欧鱈社」という）が帕弗洛社のウェブサイトを剽窃・模倣し、その著作権を侵害したとして、本案訴訟を提起し、芸想社と欧鱈社に対し侵害行為停止、影響の除去及び損失 22 万 3,000 元の賠償を命じる判決を下すよう法院に求めた。

(二) 判決結果

上海市閔行区人民法院は第一審において、「芸想社と欧鱈社は、帕弗洛社のウェブページの著作権を侵害した」と認め、両被告に対し、侵害行為を停止し、帕弗洛社に経済的損失と合理的な支出計人民元 3 万元の賠償を命じる判決を下した。芸想社と欧鱈社はこれを不服とし、上訴を提起した。上海知識産権法院は第二審において、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を下した。

(三) 典型的な意義

本案はウェブページのコンテンツ編成が、著作権法上の意義における作品を構成するか否かに関わる。審理を担当した法院は「係争ウェブサイトのウェブページに、パブリックドメインの要素が多く存在するとはいえ、係争ウェブサイトのトップページは、一般的な会社のウェブサイトのトップページにあるコーナー及び構成要素があるほか、画面の色、コンテンツの選択、表示方法及びレイアウト編成等において独特の構想を体現し、一定の視覚芸術的效果を呈しており、独創性と複製可能性を有し、著作権法の意義における作品を構成する」と認めた。本案で確定されたウェブページ作品の著作権保護基準は、同類の事件の審理にとって参考となるものである。

判例 11

出願者のオートデスク社、アドビ社による訴訟前証拠保全申立事件

(一) 事件の概要

オートデスク社、アドビ社は米国のソフトウェア会社である。両社は、上海風語築展覽有限公司（以下、「風語築社」という）が許諾を得ずに、両社の AutoCAD、Photoshop、Acrobat 等のコンピューターソフトウェアシリーズを無断で複製、インストールし、商業目的で使用したと考えた。不法なコンピューターソフトウェアがインストールされたコン

コンピューターがいずれも風語築社の営業場所の範囲内にあることに鑑み、申立人は客観的に、関係する証拠を得ることができない。また、本案に係る証拠はいずれもコンピューターソフトウェア及び関連データであり、無形性があり、隠蔽や隠滅が極めて容易であるため、証拠が一旦移転、隠蔽、滅失されれば、取得が難しくなり、関係事実の認定が困難となるため、申立人は上海知識産権法院に訴訟前証拠保全を申し立てた。

(二) 判決結果

上海知識産権法院の審査により、「申立人が保全を申し立てた証拠は、法律で定められた、滅失する可能性がある又は以降取得が難しい事由に属し、かつ申立人は、客観的な原因により、自ら前述の証拠を収集できないため、訴訟前証拠保全の条件を満たす」と認められ、被申立人の営業場所の範囲内のコンピューター及びその他の設備・機器上の前述のシリーズソフトウェアに関する情報について証拠保全を行う決定を下した。証拠保全の決定が下された後、上海市第三中級人民法院と上海知識産権法院の関係部門は一致協力し、「事務所を共有する」制度上の強みを十分に生かし、訴訟前証拠保全を滞りなく遂行した。

(三) 典型的な意義

この証拠保全申立事件は、上海知識産権法院が設立されて以来、初めてのコンピューターソフトウェアをめぐる訴訟前証拠保全申立事件である。本案は、大型の勤務場所のコンピューター約 400 台に保存された証拠の保全に関わり、証拠保全は強い専門性、複雑性を有している。上海知識産権法院は、関連技術の専門家を招聘して保全に協力してもらい、証拠保全に向けた綿密な対応策を定めた。また、技術専門家グループ、現場点検グループ、現場管理グループ等のワーキンググループをつくり、職責を明確にし、分業・協力を行った。各グループは適正な作業、整然とした保全作業により、保全任務を円滑に遂行した。本案は、知的財産権事件の特性に合った執行システムを見つけ出すため、執行と審判の連携を強化し、保全決定の執行の効率と正確性を高め、権利者の合法的権利の保護に向けて、手本となる取り組み方と考え方を提供した。

判例 12

シャネル株式会社による文大香氏、広州凱旋大酒店有限公司等を相手取った商標権侵害をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

シャネル社は、1954年8月27日にフランスで登録・設立された株式会社であり、世界的に著名な高級品ブランドの一つである。シャネル社は、使用範囲として第25類「衣料品、靴、帽子、マフラー、水着」等の商品を指定した図形商標「」、「」及び文字商標「CHANEL」の権利者である。広州凱旋大酒店有限公司（以下、「凱旋酒店社」という）の子会社である華美達酒店が文大香氏と、華美達酒店1階西廊下2号店舗を賃借し、衣料品、皮革製品を取り扱う店舗として使用することで店舗賃貸借契約を締結し、店舗内で模倣・粗悪品の取次販売を行わないことを保証すると取り決めた。シャネル社は、文大香氏が販

売する靴、財布等の商品に自己の登録商標と同一のロゴが使用され、登録商標専用権が侵害されたと考え、文大香氏、凱旋酒店社及び華美達酒店を相手取って訴訟を提起し、3被告に対し侵害行為の停止、経済的損失及び合理的な支出計30万円の連帯賠償責任負担を命じる判決を下すよう法院に求めた。

(二) 判決結果

広州市越秀区人民法院の一審判決により、「文大香氏の行為はシャネル社の登録商標専用権を侵害しており、侵害行為の停止と損害賠償負担の民事責任を負うべきである。凱旋酒店社とその子会社である華美達酒店は権利侵害を構成しない」と認められた。シャネル社は不服とし、上訴を提起した。広州知識産権法院の第二審により、「係争商標の知名度、華美達酒店の高級ホテルとしての位置づけ、契約に表示されたホテルと店舗との特殊な関係並びに文大香氏の長期にわたる権利侵害行為の繰り返し等の要素を総合的に考慮すると、華美達酒店は係争の模倣・粗悪品販売店舗に対し高い注意義務を有するべきであり、かつ文大香氏の模倣・粗悪品販売行為は顕著であり、華美達酒店が若干の注意さえすれば発見できる。華美達酒店は、文大香氏が係争商標を侵害する行為に対し見て見ぬふりをし、侵害行為の発生を放任したことは、権利侵害の幫助を構成し、文大香氏と連帯賠償責任を負担すべきである」と認められ、原判決を変更し、文大香、華美達酒店、凱旋酒店社に対し、シャネル社の経済的損失及び合理的な費用計5万円を連帯して賠償するよう命じる判決を下した。

(三) 典型的な意義

近年、衣料品市場、ホテル等の貸し店舗で模倣品を販売する行為が相次ぎ発生している。商標権者は通常、店舗経営者と店舗賃貸者、管理者を被告として併せて提訴し、連帯賠償責任の負担を求める。この場合、店舗賃貸者、管理者の責任をいかに認定するかがとりわけ重要である。本案において、審理を担当した法院は、店舗賃貸者が店舗経営者の侵害行為を知っている又は知っているはずであるか否かを判断する際に、権利者の商標の知名度、店舗の侵害行為が十分に顕著であるか否か、賃貸者と店舗経営者との具体的な関係等の要素を考慮し、具体的な状況に基づき、店舗賃貸者の注意義務を合理的に確定した。本案判決は、店舗賃貸者、管理者が侵害の幫助を構成する条件を模索し、著名ブランドの合法的権益の保護にとって指導的意義を有する。

判例 13

孫利娟氏による快尚時裝（広州）有限公司、広州優岸美致時裝有限公司を相手取った著作権侵害をめぐる紛争事件

(一) 事件の概要

孫利娟氏は、ウェブデザイナーの会員制サイト「站酷網」において、「据说——長頸鹿是寂寞專家（キリンは寂しい専門家と言われる）」という名の美術作品を発表した。2011年3月、孫利娟氏の前述の作品は「紅門アイデア」シャツデザインコンテスト」で一等賞

を取得した。孫利娟氏は、快尚時裝（広州）有限公司（以下、「快尚社」という）と広州優岸美致時裝有限公司（以下、「優岸美致社」という）が共同で生産、販売する女性用七分袖ワンピースに本案に係る美術作品が使用され、自己の氏名表示権、複製権、発行権等の著作権の侵害を構成すると考え、本案訴訟を提起し、両被告に対し侵害行為の停止、経済的損失 25 万元及び合理的な支出 2 万元の賠償を命じる判決を下すよう法院に求めた。両被告は書面で謝罪声明を出し、侵害行為の影響を除去した。

（二） 判決結果

広州市白雲区人民法院の第一審により、「快尚社、優岸美致社が許諾を得ずに孫利娟氏の美術作品を使用することは、著作権の侵害を構成するとはいえ、衣服において作品を使用するにあたり、その作者を明示することは難しく、客観的に両被告が孫利娟氏の氏名表示権を侵害したと認定すべきではない」と認められ、両被告に対し、侵害行為の停止、在庫品及び販売中の侵害商品の廃棄並びに孫利娟氏への経済的損失及び合理的な費用計 3 万元の連帯賠償責任の負担を命じる判決を下した。孫利娟氏はこれを不服とし、上訴を提起した。広州知識産権法院は第二審において、「著名なイラストレーターの美術作品が印刷された衣服に作者の氏名を表示することは、アパレルデザイン・製造業界ではよくあることで珍しくはない。本案は、作品の使用方式の特性により作者を明示できない状況に属さず、快尚社、優岸美致社は孫利娟氏の氏名表示権を侵害している。係争作品が一定の知名度を有する、優岸美致社の主観的な悪意が顕著である、快尚社の事業規模が大きい等の要素を考慮すると、一審判決において確定された賠償金額は明らかに低い」と認められ、原判決を変更し、快尚社、優岸美致社に対し、孫利娟氏への謝罪、経済的損失 8 万元の連帯賠償責任負担を命じる判決を下した。

（三） 典型的な意義

本案は、アパレルデザイン分野における作者の氏名表示権侵害の認定に関わる。審理を担当した法院は、アパレルデザイン分野の業界慣例と社会通念を基礎として、「衣服に他人の美術作品を使用するとき、作者の身分表示に客観的な制限は存在せず、衣服に印刷されたロゴの全体的な美観を損ねることもなく、かつ衣服にイラストレーターの氏名が表示される事例はよく見られるもので珍しくはない」と認めた。本案判決は、法により作者の氏名表示権を保護し、アパレルデザイン分野における著作権使用行為の適正化にとって重要な意義を有する。

判例 14

ブリザード・エンターテイメント、上海網之易網絡科技發展有限公司による行為保全申立をめぐる事件

（一） 事件の概要

ブリザード・エンターテイメント（Blizzard Entertainment、以下「ブリザード社」という）は、オンラインゲームシリーズ「World of Warcraft」（中国語名は「魔獸世界」）

の著作権者であり、上海網之易網絡科技發展有限公司（以下、「網之易社」という）はこのゲームの中国大陸エリアにおける独占的運業者である。両原告は、七游公司が開発し、分播時代公司が独占的に運営し、動景公司がダウンロードを提供する、本案に係るオンラインゲーム「全民魔獸」（旧名「酋長薩爾」）は自己の美術著作物の著作権を侵害し、他人の著名ゲーム商品特有の名称、装飾の無断使用及び虚偽宣伝による不正競争行為を構成すると考えた。ブリザード社と網之易社は提訴と同時に、行為保全（侵害行為の差止仮処分に相当——訳注）を申し立て、3被告の係争侵害行為の即時停止、1,000万元の同額現金担保の提供を命じる判決を下すよう法院に求めた。

（二） 判決結果

広州知識産権法院は、双方の証拠調べを手配した後、七游公司による係争ゲームの複製、発行及び情報ネットワークを通じた配信を禁止し、分播時代公司による係争ゲームの複製、発行、情報ネットワークを通じた配信及び係争不正競争行為の実施を禁止し、動景公司による自己の公式サイトを通じた係争ゲームの配信を禁止する決定を下した。決定が下された後、七游公司与動景公司是自発的に決定を履行し、分播時代公司も法院の督促と釈明の後、決定を履行した。

（三） 典型的な意義

本案は、行為保全（又は仮処分）申立をめぐる事件である。法により行為保全申立を積極的に受理、審査し、知的財産権行為保全措置を適切かつ効果的に講ずることは、知的財産権に係る司法救済の即時性、利便性、有効性の向上にとって重要な意義がある。また、行為保全申立にあたり、申立人と被申立人の利益の均衡に配慮し、保全措置の適用条件を正しく把握し、審査手続を適正化することで、権利を迅速に保護するという権利者の正当なニーズを法により満たすとともに行為保全制度の濫用による競争相手への損害を防止しなければならない。本案において、審理を担当した法院は、行為保全申立を審査するにあたり、双方当事者の意見を聴取し、申立人が担保を提供する状況を考慮し、行為保全の措置及びその範囲を合理的に確定し、うまく双方当事者の利益の均衡を図った。

出所：

2015年9月9日付け中華人民共和國最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15370.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。